

カボタージュ制度についての基本的な考え方

自国内の物資又は旅客の輸送を自国籍船に限ることとするカボタージュ制度については、国家主権に基づくものであり、国際的な慣行として確立した制度である。

これは、国家主権・安全保障の観点から、自国の存立基盤である産業物資・生活物資や旅客の自国内輸送については、自国の主権・管轄権の及ぶ自国籍船（日本船舶）によることが基本であるという考えに基づくものである。

自国内輸送を我が国の主権・管轄権の及ばない外国籍船に委ねた場合、我が国の存立基盤である産業物資・生活物資や旅客の自国内輸送を外国の主体に依存することとなり、国家主権・安全保障上問題である。

このため、カボタージュ制度については、国策として堅持する方針としており、海洋基本計画（平成25年4月閣議決定）においても、その旨を明記しているところである。

なお、国土交通大臣による特許は、カボタージュ制度の下、そもそも国内輸送を行う権利を有しない外国籍船に対して特権として創設的に付与するものであるから、国家主権・安全保障の観点に照らし、極めて限定的な場合にしか認めていない。